

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所旅費規程

〔平成 13 年 4 月 2 日
制 定〕
平成 16 年 3 月 31 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 18 年 10 月 1 日改正
平成 19 年 3 月 30 日改正
平成 21 年 3 月 31 日改正
平成 21 年 11 月 1 日改正
平成 25 年 3 月 29 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 7 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の役員、職員（以下「役職員」という。）及び役職員以外の者が研究所の業務のために旅行する場合に支払う旅費について基準を定め、業務の円滑な実施及び旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 国内旅行 日本国内における旅行をいう。
- 二 外国旅行 日本と外国とにおける旅行及び外国における旅行をいう。
- 三 出張 役職員が研究所の業務のため一時その本務地を離れて旅行し、又は役職員以外の者が研究所の依頼を受けた業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- 四 赴任 新たに採用された役職員がその採用に伴い転居を必要とする場合又は居所から本務地を異にする異動を命ぜられた役職員がその異動に伴い転居を必要とする場合に、旧住所から新住所に旅行することをいう。

五 扶養親族 国内旅行にあつては、役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては、役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

（旅費の種類等）

第3条 旅費の種類は、出張旅費、招へい旅費、赴任旅費及び日額旅費とし、次の各号に掲げる場合において旅行者に支払う。

- 一 出張旅費 役職員又は役職員以外の者が出張した場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。）
- 二 招へい旅費 役職員以外の者が外国から日本に出張した場合
- 三 赴任旅費 役職員が赴任した場合
- 四 日額旅費 国内旅行のうち、第12条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

（旅行命令）

第4条 出張等は、理事長又は別に定める委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が発する旅行命令（役職員以外の者の出張にあつては、旅行依頼）を受けて行わなければならない。

- 2 役職員以外の者に出張を依頼する場合、その出張の都度、役職員のうちから旅行依頼責任者を置くことができる。
- 3 旅行依頼責任者は旅行者に代わって旅行の申請を行うことができる。
- 4 旅行命令権者は、業務上必要と認める場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行者の申請に基づき旅行命令（役職員以外の者にあつては、旅行依頼）を発することができる。また、すでに発した旅行命令若しくは旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を自ら又は旅行者若しくは旅行依頼責任者（以下「旅行者等」という。）の申請に基づき、変更（取消を含む。以下同じ）することができる。
- 5 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、旅行者等はあらかじめ（あらかじめ申請することができない場合は、旅行を完了した後速やかに）旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 6 旅行者等が、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、旅行者が旅行命令等に従って旅行した場合に支払われることとなる旅費の額を限度とした旅費を支払う。

（旅費の計算）

第5条 旅費は、次の各号に基づいて計算する。

- 一 経済的な通常の経路及び方法（ただし、別に定める場合を除く。）

二 当該旅行において現に要した日数

第6条 旅行者が、同一市町村内（外国にあつては、それに準ずる地域）に引き続き30日を超えて滞在する場合における日当及び宿泊料は、その超える日数について別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 同一市町村に滞在中一時他の市町村に出張し宿泊した日数は、前項の宿泊日数から除算する。

（出張の発着地）

第7条 役職員が出張する場合は、出発地及び帰着地は本務地又は役職員の住所若しくは居所のいずれかとする。ただし、業務上の必要性を旅行命令権者が認める場合は、その都度定めることができる。

2 私事等のために前項に定める地以外の地から役職員が直ちに旅行する場合において、その出発地から用務地に至る旅費額が本務地から用務地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、本務地から用務地に至る旅費を支払う。

3 役職員以外の者が出張する場合、出発地及び帰着地は、旅行命令権者がその都度定める。

（旅費の申請手続）

第8条 精算払で旅費の支払いを受けようとする者又は別に定める概算払の対象となる旅行のため概算払で旅費の支払いを受けた者は、当該旅行を完了した翌日から起算して、次の各号に掲げる期間内に別に定める旅行命令書兼請求書に必要な資料を添えて提出しなければならない。

一 精算払で旅費の支払いを受けようとする場合 30日以内

二 概算払で旅費の支払いを受けた場合 2週間以内

2 概算払で旅費の支払いを受けた者が、前項の規定により精算を行った結果、過払金があった場合には、研究所から返納を請求された日の翌日から起算して20日以内に当該過払金を返納しなければならない。

3 概算払で旅費の支払いを受けた者が、第1項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支払われる給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額を差引くものとする。

4 その他、旅費の申請に必要な事項は、別に定める。

（出張旅費）

第9条 出張旅費として、交通費、日当、宿泊料、旅行諸費、食卓料を支払う。

（招へい旅費）

第10条 招へい旅費として、交通費、滞在費、旅行諸費を支払う。

(赴任旅費)

第11条 赴任旅費として、交通費、宿泊料、日当、旅行諸費、移転料、移転後宿泊料、扶養親族旅費を支払う。

(日額旅費)

第12条 次に掲げる旅行のうち、第3条第1号に掲げる旅費に代えて、当該旅行の性質上日額旅費を支給することが適当と認められるものは、別表第1に掲げる日額旅費を旅費として支給する。

一 2日以上研修、講習その他これらに類する目的のための旅行

二 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする役職員の出張

2 当該旅行に要する交通費が、日額旅費の額を超える場合は、その差額を交通費として支給する。

3 宿泊する場合の日額旅費の支給期間は、用務地に到着する日の翌日から用務地を出発する日の前日までの期間とし、用務地に到着する日及び用務地を出発する日は、第9条に掲げる旅費を支給する。

(交通費)

第13条 交通費は、旅程に応じて別表第1及び別表第2に定める鉄道賃、航空賃、車賃、船賃の合計額を支払う。ただし、本務地から片道2キロメートル以下の旅行における交通費は支払わない。

(日当)

第14条 日当は旅行中の日数に応じて別表第1及び別表第2に定める額を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、本務地の最寄り駅又は自宅の最寄り駅から鉄道路線距離で片道100キロメートル未満、水路で片道50キロメートル未満及び陸路で25キロメートル未満となる旅行（以下「近距離旅行」という。）で、かつ宿泊を伴わない旅行は日当を支払わない。

(宿泊料)

第15条 宿泊料は、実費額を支払う。ただし、別表第1及び別表第2に定める額を1夜当たりの上限とする。

2 宿泊料は、宿泊施設に宿泊した場合に限り支払う。

(食卓料)

第16条 食卓料は、水路旅行又は水路旅行のほかに別に食費を要する旅行の夜数に応じて、外国旅行に限り、別表第2に定める額を支払う。

(旅行諸費)

第17条 旅行諸費は、次の各号に掲げるものについて実費額を支払う。ただし、第1号から第3号については、外国旅行の場合に限り支払う。

- 一 旅行者の予防注射料
- 二 旅券の交付手数料及び査証手数料
- 三 入出国税
- 四 旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料等の空港利用に係る諸税・料金など
- 五 航空券等の発券手数料、配送料

(滞在費)

第18条 滞在費は、旅行中の日数に応じて別表第3に定める額を支払う。

(移転料)

第19条 移転料は、次の各号に規定する額を支払う。

- 一 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、別表第4及び別表第5に定める額
- 二 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額の2倍に相当する額
- 三 赴任の際、扶養親族を移転しないが、採用された日又は本務地を異にする異動を命ぜられた日（以下「採用日等」という。）の翌日から起算して1年以内に扶養親族を移転する場合には、第1号に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額と役職員が赴任した際の移転料の定額が異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の額とする。

(移転後宿泊料)

第20条 移転後宿泊料は、実費額を支払う。ただし、別表第4及び別表第5に定める額を1夜当たりの上限とする。

(扶養親族旅費)

第21条 扶養親族旅費は、採用日等における扶養親族1人ごとに次の各号に規定する額を支払う。ただし、外国からの赴任の場合には、事前に理事長が許可した場合に限る。

- 一 赴任の際に扶養親族が旧住所から新住所まで同行する場合には、扶養親族の旧住所から新住所までの旅行について次に規定する額の合計額
 - イ 第13条に定める交通費に相当する額（ただし、転居した際の年齢が12歳未満6歳以上の者について、交通費は役職員の2分の1に相当する額）
 - ロ 第14条に定める日当に相当する額（ただし、転居した際の年齢が12歳以上の者については役職員の3分の2に相当する額、12歳未満の者については役職員の3分の1に相当する額）
 - ハ 第15条に定める宿泊料及び第20条に定める移転後宿泊料に相当する額

二 第19条第1項第3号の規定に該当する場合は、扶養親族の旧住所から新住所までの旅行について、前号の規定を準用し計算された額とする。ただし、前号の規定により計算された額を超えることはできない。

(近距離旅行)

第22条 役職員が宿泊を伴わない近距離旅行を行う際に支給する旅費については別に定めるところによる。

(旅費の減額調整)

第23条 旅行者に研究所の経費以外から旅費の全部又は一部が支払われる場合には、この規程に従って計算される旅費のうち、研究所の経費以外から支払われる部分を減額して支払う。また、各号に掲げる場合の他、旅行の性質又は特別の事情により、この規程による旅費を支払った場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支払うこととなると旅行命令権者が判断する場合においては、その実費を超えることとなる部分又はその必要としない部分を減額した旅費を支払う。

(旅費の増額調整)

第24条 旅行の性質又は特別の事情により、旅行者がこの規程に定める旅費により旅行することが困難であると旅行命令権者が判断する場合には、これを増額して支払うことができる。

(その他)

第25条 研究所の旅費の支給に関しては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（平成13年4月2日制定）及びこの規程に定めるところに抵触しない限りにおいて、国家公務員の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び関係法令を準用するものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の平成 30 年 4 月 1 日の改正に伴い、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
交通費支給基準を廃止する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、な
お従前の例による。

別表第 1（出張旅費（国内旅行））

旅費の区分			役員	その他の者
日額旅費(第 12 条)	1 日につき		1,500 円	1,100 円
交通費(第 13 条)	鉄道賃		その乗車に要する運賃。 急行料金（片道 5 0 キロメートル以上の区間） 特別急行料金（片道 1 0 0 キロメートル以上の区間） 座席指定料金（片道 1 0 0 キロメートル以上の区間）	
			特別車両料金 （現に利用した場合に限る。）	
			航空賃	
			普通旅客運賃の実費	
	車賃	自家用車	陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ 1 キロメートル当り 3 7 円の定額を支払う。（1 キロメートルに満たない端数が生じた場合、これを切り捨てる。）	
		バス	その乗車に要する運賃。ただし、乗車距離 1 k m 未満に係る運賃を除く。	
		タクシー	その乗車に要する運賃。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合に限る。 （タクシー利用の例） ・公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合 ・業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障を来す場合	
		レンタカー	使用料等の実費 （目的地までの公共交通機関がない若しくは便数が少ない等の事由又は天災その他やむを得ない事情がある場合に限る。）	
船賃		乗船運賃 寝台料金	乗船運賃 （運賃の階級が区分	

			されている場合は、 最上級の運賃を除く。） 寝台料金
日当(第 14 条)	1 日につき	3,000 円	2,200 円
同一地域滞在中 の日当(第 6 条)	31 日目から 60 日目まで	2,700 円	1,980 円
	61 日目から	2,400 円	1,760 円
宿泊料(第 15 条)	1 夜につき	その宿泊に要する 料金 上限 14,000 円	その宿泊に要する料 金 上限 10,300 円
同一地域滞在中 の宿泊料(第 6 条)	31 日目から 60 日目まで	その宿泊に要する 料金 上限 12,600 円	その宿泊に要する料 金 上限 9,270 円
	61 日目から	上限 11,200 円	上限 8,240 円

別表第 2（出張旅費（外国旅行））

旅費の区分		役員	その他の者
交通費(第 13 条)	鉄道賃	乗車運賃の実費 急行料金の実費 寝台料金の実費 特別な座席の設 備にかかる料金 の実費	乗車運賃(運賃区分 が 3 階級以上の場合 は、最上級の運賃を 除く。)の実費 急行料 金の実費 寝台料金の実費
		旅客運賃(運賃区 分が 3 階級以上 の場合は、最上位 の運賃を除く。)の 実費	旅客運賃(運賃区分 が 3 階級以上の場合 は、最上級及びその 直近下位の運賃を除 き、2 階級の場合は 上級の運賃を除く。)の 実費
	車賃	バス	その乗車に要する運賃
		タクシー	その乗車に要する運賃。ただし、職務上 の必要又は天災その他やむを得ない事 情がある場合に限る。 (タクシー利用の例)

			・公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合 ・業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障を来す場合	
		レンタカー	使用料等の実費 （目的地までの公共交通機関がない若しくは便数が少ない等の事由又は天災その他やむを得ない事情がある場合に限る。）	
	船賃		乗船運賃の実費 寝台料金の実費	乗船運賃（運賃の階級が区分されている場合は、最上級の運賃を除く。）の実費
日当(第 14 条)	1 日につき		7,600 円	5,700 円
同一地域滞在中の日当(第 6 条)	31 日目から 60 日目まで		6,840 円	5,130 円
	61 日目から		6,080 円	4,560 円
宿泊料(第 15 条)	1 夜につき		その宿泊に要する料金 上限 23,600 円	その宿泊に要する料金 上限 17,700 円
食卓料(第 16 条)	1 夜につき		7,700 円	5,800 円
同一地域滞在中の宿泊料(第 6 条)	31 日目から 60 日目まで		その宿泊に要する料金 上限 21,240 円	その宿泊に要する料金 上限 15,930 円
	61 日目から		上限 18,880 円	上限 14,160 円

別表第 3（招へい旅費）

旅費の区分		支払額
滞在費(第 18 条)	国内に滞在する日数（1 日当たり）	17,000 円

別表第 4（赴任旅費（国内））

旅費の区分		役員	その他の者
移転料(第 19 条)	鉄道 50km 未満	63,000 円	50,000 円

	鉄道 50km 以上 100km 未満 鉄道 100km 以上 300km 未満 鉄道 300km 以上 500km 未満 鉄道 500km 以上 1,000km 未満 鉄道 1,000km 以上 1,500km 未満 鉄道 1,500km 以上 2,000km 未満 鉄道 2,000km 以上	72,000 円 89,000 円 110,000 円 146,000 円 153,000 円 164,000 円 190,500 円	57,500 円 71,000 円 87,500 円 116,000 円 122,000 円 130,500 円 151,500 円
移転後宿泊料(第 20 条)	赴任に伴い住所又は居所を移転したときの 1 夜当たりの宿泊費	別表第 1 に定める額を 1 夜当たりの上限とした、ホテル等に支払った宿泊代の実費（ただし、5 夜分を限度とする。）	
扶養親族旅費 (第 21 条)	赴任に伴い、扶養親族が国内において旅行したときの旅費	交通費の実費（ただし、12 歳未満 6 歳以上の者は、2 分の 1 に相当する額）	
		別表第 1 に定める額を 1 夜当たりの上限とした、ホテル等に支払った宿泊代の実費	
		移転後宿泊料に相当する額	
		別表第 1 に定める額の日当（ただし、転居した際の年齢が 12 歳以上の者については役職員の 3 分の 2 に相当する額、12 歳未満の者については役職員の 3 分の 1 に相当する額）	

備 考

路程の計算については、水路及び陸路の 4 分の 1 km をもって鉄道 1 km とみなす。

別表第 5（赴任旅費（外国））

旅費の区分		役員	その他の者
移転料(第 19 条)	鉄道 100km 未満	70,500 円	52,500 円
	鉄道 100km 以上 500km 未満	94,000 円	70,000 円
	鉄道 500km 以上 1,000km 未満	134,500 円	100,000 円

	鉄道 1,000km 以上 1,500km 未満 鉄道 1,500km 以上 2,000km 未満 鉄道 2,000km 以上 5,000km 未満 鉄道 5,000km 以上 10,000km 未満 鉄道 10,000km 以上 15,000km 未満 鉄道 15,000km 以上 20,000km 未満 鉄道 20,000km 以上	169,000 円 212,500 円 260,500 円 287,500 円 314,500 円 340,000 円 367,000 円	125,500 円 158,000 円 194,500 円 214,500 円 233,500 円 253,000 円 273,500 円
移転後宿泊料(第20条)	赴任に伴い住所又は居所を移転したときの1夜当たりの宿泊費(ただし、10夜分を限度とする。)	別表第1に定める額を1夜当たりの上限とした、ホテル等に支払った宿泊代の実費(ただし、10夜分を限度とする。)	
扶養親族旅費(第21条)	赴任に伴い、扶養親族が外国から旅行したときの旅費	交通費の実費(ただし、12歳未満6歳以上の者は、2分の1に相当する額)	
		別表第1に定める額を1夜当たりの上限とした、ホテル等に支払った宿泊代の実費	
		移転後宿泊料に相当する額	
		別表第1及び2に定める額の日当(ただし、転居した際の年齢が12歳以上の者については役職員の3分の2に相当する額、12歳未満の者については役職員の3分の1に相当する額)	

備 考

路程の計算については、水路及び陸路の4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。